

市会発議第1号

福知山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月29日

発議者	福知山市議会議員	吉見 茂久
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
〃	〃	紀氏百合子
〃	〃	野田 勝康
〃	〃	桐村 一彦
〃	〃	森下 賢司
〃	〃	芦田 眞弘
〃	〃	荒川 浩司

福知山市議会議長 高橋 正樹 様

(別紙)

福知山市議会会議規則の一部を改正する規則

福知山市議会会議規則（昭和32年福知山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第70条（議会中の委員会の禁止）」	を
「第70条（議会中の委員会の禁止）」	
第70条の2（出席委員に関する措置）」	に、
「第15章 協議又は調整を行うための場（第129条）」	
第129条（協議又は調整を行うための場）」	を
「第15章 協議又は調整を行うための場（第129条・第129条の2）」	
第129条（協議又は調整を行うための場）」	に
第129条の2（協議等の場の開催方法の特例）」	

改める。

第70条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第70条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第72条に次の1項を加える。

4 前3項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第96条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第129条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第129条の2 前条の協議等の場については、災害等の発生、感染症のまん延防止等及び育児、介護、疾病、看護等のやむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。